

重 要

高医発第44号
令和3年5月14日

各会員医療機関管理者様

一般社団法人高知県医師会
会長 岡林 弘毅
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン医療従事者向け優先接種に係る対象者について（最終調査）

日頃は、高知県内の感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

この度、新規採用者や異動者等、前回調査時には対象にならなかった方につきまして、最終調査を行うこととしましたので、対象者がいる場合は、提出方法をご確認のうえ、接種予定者リストのご提出をいただきますようお願いいたします。

医療従事者向け優先接種の対象者の照会はこれで最終となりますので、調査締め切り後の対象者追加については一切対応できない旨ご承知おきください。

なお、住民向け接種分のワクチンを融通していただくため、ワクチンの供給状況によりご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

記

1. 提出期限等

5月21日（金）15時厳守

- ・接種意向のある対象者がいる場合は、高知県医師会のホームページに掲載した指定様式により、接種予定者リストを作成し、別添の提出方法により提出をお願いします。
- ・期限までに回答がない場合は、接種意向のある対象者がいないものとみなしますので、ご了承ください。

2. 対象者（前回調査時と変更ありません。）※対象者に関する留意点 参照

(1) 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

（注）疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

(2) 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）

この対象者は、令和3年2月16日付け健健発0216第1号「接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について」の厚生労働省健康局健康課長通知に基づいております。

(3) 医療従事者向け優先接種における基本型接種施設及び連携型接種施設も対象

提出方法

①Excel ファイル名へ自院名と接種予定人数を入力のうち（例 ○○○○病院_5名）、高知県医師会の下記アドレスにメール送信してください。

korona-soudan@kochi.med.or.jp

②誤送信を避けるため、リストには必ず次のパスワードをかけてください。

パスワード：ishikai8514

パスワードの設定方法：従来の保存と同じく①エクセル画面左上「ファイル」を選択②中段の「名前を付けて保存」を選択③各自任意の「保存先」を設定④画面下段に「保存ボタン」が出現⑤その左隣にある「ツール」を選択⑥下段2列目の全般オプションを選択⑦「読み取りパスワード」が出現するため ishikai8514 を入力し、再確認が表示されますので、同パスワードを入力し、「OKボタン」を押し、「保存」してください。

※メールでの提出が困難な場合は、高知県医師会までご相談ください。

4. 接種者リスト作成時の注意点

- 1) 併設されている訪問看護ステーションがある場合は、各医療機関で取りまとめること。
- 2) 医療従事者等向けの接種予定者は、接種予定者リスト内の「医療従事者／高齢者施設等従事者」を選択する項目は全て「医療従事者」を選択すること。
- 3) 住民票に記載されている住所（マンション名や部屋番号等含む）を記載してください。
- 4) 医療従事者向け優先接種における基本型接種施設及び連携型接種施設は、接種予定者リストを高知県医師会に必ず提出のうえ、接種券付き予診票の発行については自院で対応をお願いします。

5. 今後の予定

高知県医師会から予診票を送付いたしますので、必ず記載内容をご確認ください。誤りがある場合は、接種ができません。なお、訂正がありましたら、速やかに高知県医師会までご連絡をお願いします。予診票の再発行をいたしますが、送料520円については、自己負担となります。

※会員医療機関への一斉送信のため、前回の対象者調査時に接種を希望しない医療機関にも送信させていただいておりますが破棄いただきますようお願い申し上げます。

対象者に関する留意点

※診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる。)

※委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

※バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。

※医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。

(実習先となる医療機関等において取りまとめるとともに、接種を実施する。)

※訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

※助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。(助産所の従事者については、連携医療機関を通じて、連携医療機関の従事者と同様の方法で取りまとめる。)

※介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

※当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

※これまで実施しました医療従事者向け優先接種において、上記対象者とならない方が接種しているという声が高知県庁に数多く寄せられているそうですので、対象者となるかについては、各施設で精査いただきますようお願いいたします。

今回の対象とならない方は、今後、市町村が実施する住民接種の機会での接種をお願いいたします。

※医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれますが、最終的に接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならないことにご留意ください。

6. 留意事項

高齢者向け優先接種が本格化し、集団接種が難しい状況となっております。

については、自院での接種と近隣施設対象者への接種等のご協力をお願いする場合があります。

【問合せ先・提出先】

高知県医師会事務局

担当：橋村・中澤・駕谷・松岡

E-MAIL: korona-soudan@kochi.med.or.jp

TEL:088-824-8366 FAX:088-824-5705